

第 15 回教育委員会

平成 28 年 8 月 9 日
午後 1 時 30 分
本庁舎 7 階市会第 4 委員会室

議 案

議案第123号 平成29年度使用教科用図書の答申について

平成 29 年度使用教科用図書の採択について（高等学校）

1. 基本方針

学校が使用する教科用図書については、教科用図書検定調査審議会の答申に基づき、文部科学大臣が検定を行う。

高等学校において教科用図書を使用する場合、学校教育法第 34 条及びその準用規定である同法第 62 条により、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の中から採択しなければならない。

文部科学省検定済教科書あるいは文部科学省著作教科書がない場合については、学校教育法附則第 9 条及び学校教育法施行規則第 89 条により、他の適切な教科用図書を使用することができる。

高等学校で使用する教科用図書については、「大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱」に基づいて設置された教科用図書選定調査会の答申を踏まえ、教育委員会において採択する。

2. 採択の仕組み

教育委員会は、要綱に基づき、各学校に選定調査会の設置を命じる。

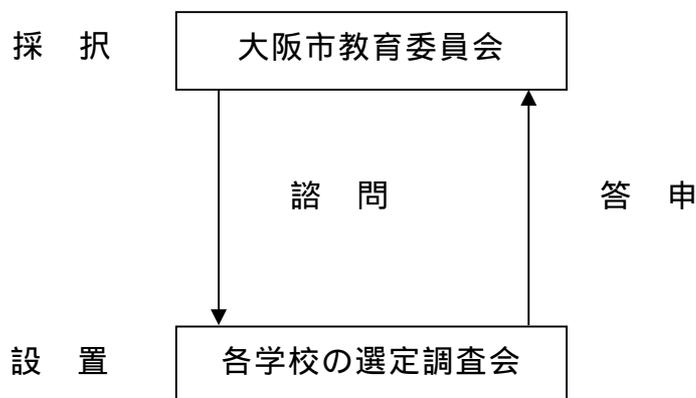
（委員長は原則として校長）

教育委員会は、選定調査会に対し、保護者等の意見を聴取するよう命じるとともに、公正確保の徹底及び児童・生徒の実態や多様な学科の教育課程に合う教科用図書の調査研究を命じる。

（公正確保に関する通知及び教科書目録の送付）

各学校の選定調査会は調査研究をとりまとめ、その選定理由を示すとともに、複数の教科用図書の特徴を答申に加えるなどして、教育委員会に答申する。

教育委員会で採択する。



(平成28年5月24日教育委員会会議議案文書)

議案第90号 平成29年度使用教科用図書の採択について

大阪市立高等学校における使用教科用図書の採択にあたっては、大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱に基づき各学校に教科用図書選定調査会(以下「選定調査会」という。)を設置することとし、教育委員会からの諮問に基づき各学校の選定調査会が調査及び研究を経て作成した答申を参照し、教育委員会が採択するものとされている。

市立高等学校における平成29年度の使用教科用図書の採択にあたり、選定調査会に関して次の事項を決定する。

記

選定調査会による教科用図書の調査及び研究並びに答申の作成にあたっては、次の点に留意して行うこととする。

- (1) 選定調査会の開催状況、選定調査会における議論の状況及び答申の作成経過を明らかにすること。
- (2) 教科用図書の調査・研究については、学習指導要領の内容を踏まえるとともに、学校の教育目標や学科等の特色、生徒の実態等も踏まえ、内容、構成、排列、資料、表現等について十分に行うこと。また、生徒及び保護者から意見聴取を行うとともに、大阪府教育庁を中心に実施する調査研究結果等、学校外も含めた幅広い知見を活用するなど多角的に検討を重ねること。
- (3) 調査・研究にあたっては、主に次の観点で行うこと。
 - 【内容・学習等に関する観点】
 - 教材の程度・分量・配分は適当か
 - 態度、技能の養成に適当か
 - 表記、挿絵、図版等は適当か
 - 自発的な学習に適するか
 - 言語活動の充実に適するか
 - 思考力の育成に適するか
 - 【学科等の特色、生徒の学習状況等に関する観点】
 - 学科等の特色に適するか
 - 学習指導計画に適するか
 - 生徒の興味・関心に適するか
 - 生徒の学習のニーズに適するか
 - 進路や社会とのつながりは適切か
- (4) 調査・研究及び比較検討ののち、各教科(種目)において複数の抽出を行うこと。

大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱

(設 置)

第1条 大阪市立高等学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、各学校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という。）を置く。

(設置期間)

第2条 選定調査会を置く期間は、毎年度6月1日から7月31日までとする。

(職 務)

第3条 選定調査会は、教育委員会の諮問により、当該学校の教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関し、教育委員会に意見を答申する。

(組 織)

第4条 選定調査会は、当該学校の校長、准校長及び教員で組織する。なお、学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校については、当該中学校の教員を加える。

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定調査会の構成員となることはできない。

(委員長)

第5条 選定調査会に委員長1名を置く。

2 委員長は、当該学校の校長とする。ただし、校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、准校長を置かない学校にあっては、教頭とし、准校長を置く学校にあっては、准校長とする。准校長を置く学校にあって、校長及び准校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、教頭とする。校長、准校長及び教頭がともに事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、教育委員会が指定する者とする。

3 委員長は、会務を総理し、選定調査会を代表する。

4 委員長は、選定調査会の会議を招集する。

(細 目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和45年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。